

令和4年3月18日
総合政策局地域交通課

徳島県南部にて、全国初の鉄道とバス事業者間の共同経営がスタートします ～JR 切符や定期券で、並行するバス路線の乗車が可能になり、乗車機会拡大～

国土交通省は、本年3月3日付けで申請のあった「徳島県南部における共同経営計画」に基づく共同経営について、本日、独占禁止法特例法に基づく認可を行いました。
同法に基づき鉄道・バス事業者が連携して共同経営を行う取組は全国初となります。

- 国土交通省は、徳島バス株式会社及び四国旅客鉄道株式会社から申請のあった「徳島県南部における共同経営計画」に基づく共同経営について、本日、独占禁止法特例法（令和2年法律第32号）に基づく認可を行いました。
- 徳島県南部において、令和4年4月1日より、徳島バス「室戸・生見・阿南大阪線」の一般道区間の一部において、JR乗車券類での乗車を可能とすることで、鉄道とバスの双方を共通運賃・通し運賃で利用出来るようにするものです。
- これにより、同地域を南北に結ぶ交通サービスの実質的な運行本数増や待ち時間の短縮などの利便性向上が図られるほか、利便性向上に伴う利用者の増加等による経営力の強化が期待されます。
- 四国運輸局からもコメントしておりますが、今回の取組は、鉄道とバスという交通モードの垣根を超えたサービス展開を行うことで、地域交通の利便性の向上と経営力の強化を図るものであり、全国各地域における交通事業者相互間の「共創」を促す新たなモデルになるものと考えています。
- 国土交通省においては、引き続き、独占禁止法特例法及び関連制度の周知・円滑な運用に努めてまいります。

<計画本体資料はこちら>

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000153.html

<お問い合わせ先>

国土交通省 総合政策局地域交通課 田中、原澤、佐伯

TEL：(03) 5253-8111（内線 54808）・(03) 5253-8987（直通）

MAIL: hqt-chi ikikotsu.001@gxb.mlit.go.jp

※問い合わせ等については、テレワークを推進しておりますので、可能な限り、メールで行うようお願い申し上げます。

徳島県南部地域におけるJR四国と徳島バスの共同経営について

○ 徳島県南部地域（JR牟岐線の運行本数が少ない阿南駅以南）における公共交通利用者の利便性を確保するため、徳島バス(株)の運行する**高速バスについて、鉄道と並行して一般道を運行する一部区間において、途中乗降を可能としているところ**。今般、独占禁止法特例法に基づく国土交通大臣の認可を受け、**当該区間における共通運賃・通し運賃の実現を内容とする共同経営を行う**。

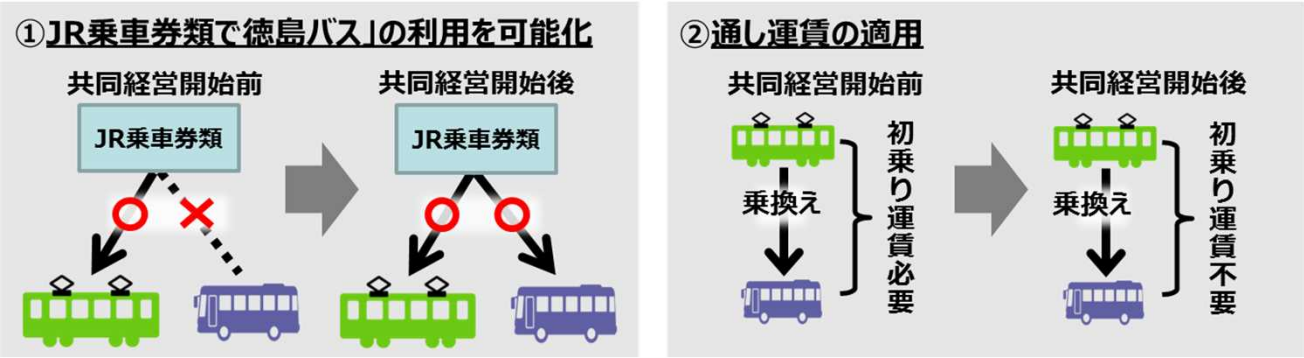
※鉄道とバスという異なる交通モードの事業者間の共同経営に係る認可としては、全国初。

取組の内容 共通運賃・通し運賃の設定及び収入調整

徳島県南部（阿南駅以南）の地域間移動の利便性向上を図るため、JR牟岐線に並行して運行する徳島バスのJR乗車券類による利用を実現。

- JR切符等でバスを利用可能とすることで**初乗り運賃が不要となる**。
- 事業者間での運賃差を埋める配分方法については、**徳島バスの正規運賃の半額をJR四国が徳島バスに支払うこととする**。
- ・ 区間：阿南～浅川

<取組イメージ>



取組の効果 利便性向上及び経営力の強化

- 徳島県南部地域の平均運行間隔時間が20分以上短縮される。
- 利便性向上に伴う利用者増等により、交通事業者の経営力が強化される。



国土地理院ウェブサイト「地理院地図（電子国土Web）」を加工して作成